

農業競争力強化支援法に基づく事業再編計画の認定について(らくのう乳業株式会社)

農林水産省は、らくのう株式会社(法人番号:7380001035629)から提出された「事業再編計画」について、令和8年6月24日付けで認定を行いました。

1. 事業再編計画の認定

らくのう乳業株式会社から提出された「事業再編計画」について、農業競争力強化支援法(平成29年法律第35号)第18条第6項に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する事業再編を行うものとして、同法で定める要件を満たすと認められるため、本日付けで「事業再編計画」の認定を行いました。今回の認定により、株式会社日本政策金融公庫による新たな設備導入等に対する低利融資を受けることが可能になります。

(参考) 農業競争力強化支援法の概要

本法律は、農業資材事業や農産物流通等事業の事業再編等を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的としています。

2. 事業再編計画の概要

東日本地域の乳製品製造施設は、いずれも操業開始から相当年数が経過しており、今後、機械故障等により生乳廃棄が発生するおそれがあります。こうした状況を踏まえ、全国酪農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会の4団体の共同出資による新会社となる「らくのう乳業株式会社」を設立して乳製品加工施設を新設しました。

新施設では、年末年始や春休みなど繁忙期の需給調整機能を担うとともに、最新鋭設備の導入により製造・出荷体制の強化と効率化を図ります。あわせて、全酪連北福岡工場の機能を移管・集約し、地域全体の生乳需給調整により効率的に対応できる体制を構築します。

3. 事業再編計画の認定期間

開始時期：令和8年7月

終了時期：令和13年3月

4. 申請者の概要

名称：らくのう乳業株式会社

資本金：1億円

代表者：代表取締役社長服部岳

所在地：福島県郡山市大槻町字古屋敷80番1号

添付資料

[らくのう乳業株式会社の事業再編計画の概要\(PDF : 317KB\)](#)

[認定事業再編計画の内容の公表\(PDF : 220KB\)](#)

【お問合せ先】

畜産局牛乳乳製品課

担当者：乳業班

代表：03-3502-8111（内線4931）

ダイヤルイン：03-6744-2128

らくのう乳業株式会社の事業再編計画の概要

全国酪農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会の4団体の共同出資による新会社となる「らくのう乳業株式会社」を設立する。

新たな乳製品製造施設を東日本地域の中心に立地する福島県に建設することにより、東日本地域を中心とする酪農生産者及び管内乳業者の健全な発展に寄与することを目指す。

〈事業再編計画概要〉

【実施時期】 令和8年7月～令和13年3月

全酪連北福岡工場

機能を新工場に集約

らくのう乳業（株）

- ・ 地域全体の需給調整の効率化
- ・ 製造・出荷体制の強化、効率化

出資

全酪連
全農
東北販連
関東販連

融資

日本政策金融公庫

農業競争力強化支援法第25条

【目標】 *R7年度の数値は全酪連北福岡工場の実績
(農産物流通等の合理化)

集乳量：R7年度 38,635 t → R12年度 64,545t

(生産性の向上)

1日当たりの乳製品の製造量：R7年度 15.0t → R12年度 24.3t

【労務に関する事項】

事業再編に伴う従業員の新雇用等はない。

様式第四（第6条関係）

認定事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和8年6月24日

2. 認定事業再編事業者名

らくのう乳業株式会社

3. 認定事業再編計画の目標

(1) 事業再編に係る事業の目標

東日本地域の生乳生産量の9割強は、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会が管内の酪農家から受託する生乳が占めている。受託数量の太宗は、飲用等向けに仕向けられ、同地域の牛乳をはじめとする飲用牛乳等の需要に応じている。一方、飲用需要量と生乳生産量のギャップは、年末年始や春休みなど季節偏差をもって発生し、乳製品製造施設にて保存の利く乳製品を製造することで生乳の需給調整をしている。

同地域に所在する乳製品製造施設は、いずれも操業開始から相当年数が経過しており、故障や製造施設の閉鎖によって生乳廃棄の発生が危惧される。このような事態を招かないために、新たな乳製品製造施設を東日本地域の中心に立地する福島県に建設することにより、地域全体の需給調整に効率的に貢献することができる。

以上の目的を果たすため、全国酪農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会の4者の共同出資による新会社となる「らくのう乳業株式会社」を設立して乳製品加工施設を新設することとした。

(2) 農産物流通等の合理化に関する数値目標並びに生産性及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

① 農産物流通等の合理化に関する数値目標

乳製品製造施設の新設を機に、全国酪農業協同組合連合会北福岡工場の閉鎖を進める。新設した乳製品製造施設は、貯乳能力1,050 t（150 tタンク7基）、最大処理能力日量400 tを有することで、年末年始や春休みなどの繁忙期での需給調整機能を発揮するとともに、最新鋭の乳製品加工機械装置を導入することによって製造・出荷体制を強化・効率化する。また、出資4者の連携により管内の乳製品向け生乳を同施設に搬入させることで、令和12年度に集乳量として64,545 t（令和7年度全酪連北福岡工場実績38,635 t）と増加させることを目標とし、もって東日本地域を中心とする酪農生産者及び管内乳業者の健全な発展に寄与することを目指す。

② 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上に関しては、令和12年度の1日当たりの乳製品の製造量を24.3 t（令和7年度全酪連北福岡工場実績15.0 t）と増加させ、年間平均稼働率を190%とすることを目指す。

③ 財務内容の健全性の向上を示す数値目標

財務内容の健全性の向上に関しては、令和12年度において当社の有利子負債はキャッシュフローの10倍以下、経常収支比率は100%以上となる予定である。

4. 認定事業再編計画に係る事業再編の内容

(1) 事業再編に係る事業の内容

① 計画の対象となる事業

牛乳・乳製品製造事業

② 実施する事業の構造の変更と方式の変更の内容

（事業の構造の変更）

らくのう乳業株式会社は、全国酪農業協同組合連合会、全国農業協同組合連合会、東北生乳販売農業協同組合連合会、関東生乳販売農業協同組合連合会からの出資を受入れる。

(事業の方式の変更)

福島県郡山市に乳製品製造施設の新設及び最新設備を導入することにより、脱脂粉乳、バター
の製造・出荷体制を強化・効率化して生産性向上を図るとともに、消費者のニーズに対応した商
品の開発・製造を行う。

(2) 事業再編を行う場所の住所

らくのう乳業株式会社 福島県郡山市大槻町字古屋敷 80 番 1 号

(3) 関係事業者又は外国関係法人に関する事項該当なし。

(4) 事業再編を実施するための措置の内容別表のとおり。

5. 事業再編の開始時期及び終了時期

開始時期：令和 8 年 7 月～終了時期：令和 13 年 3 月

6. 事業再編に伴う労務に関する事項

出向者は全酪連北福岡工場かららくのう株式会社への出向者に限り、解雇は行わない。

7. 事業再編に係る競争に関する事項

該当なし。

